

令和7年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和7年3月 4日

閉 会 令和7年3月 7日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月4日）

出席議員 8名

1番	坂本	豊	君	2番	久慈	省悟	君
3番	川崎	憲二	君	4番	柿崎	裕二	君
5番	森	弘美	君	6番	吉田	勉	君
7番	乳井	巖公	君	8番	小鹿	重一	君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	久慈	修一	君				
副	村	長	小松	生佳	君			
教	育	長	吉崎	博	君			
会	計	管	理	者	木村	伸一	君	
総	務	課	長	稲葉	正明	君		
税	務	課	長	吉田	聡	君		
住	民	課	長	佐藤	一仁	君		
健	康	福	祉	課	長	高谷	久美子	君
教	育	課	長	八木澤	琴美	君		
産	業	振	興	課	長	高田	一憲	君
建	設	課	長	高田	徹	君		
代	表	監	査	委	員	坂本	亮	君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

- 議案第18号 令和7年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第19号 令和7年度蓬田村簡易水道事業会計予算案
- 第6 議案第5号 蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案
- 第7 議案第6号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第7号 投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第8号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第9号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第12 議案第11号 動産の買入れの契約の締結について
- 第13 議案第14号 令和7年度蓬田村一般会計予算案
- 第14 議案第15号 令和7年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第15 議案第16号 令和7年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第16 議案第17号 令和7年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第17 議案第18号 令和7年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第18 議案第19号 令和7年度蓬田村簡易水道事業会計予算案

午前9時42分 開会

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和7年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小鹿重一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番川崎憲二君、4番柿崎裕二君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小鹿重一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月7日までの4日間と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月7日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（小鹿重一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針・行政報告

○議長（小鹿重一君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政

の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和7年度の施政方針について申し述べさせていただきます。

本日ここに、令和7年蓬田村議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、村議会議員各位にはご多忙中のところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素、村民の皆様をはじめ議員各位には、村政全般にわたり特段のご協力とご理解を賜っておりますことに重ねて感謝の意を表する次第でございます。

本定例会にご提案申し上げます、令和7年度当初予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ち、所信の一端を申し述べて、村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、令和7年2月19日に岩手県大船渡市において発生しました山林火災は、一時鎮圧して鎮火のめどが立ったと思っておりましたが、26日に再び発生するなど極めて大きな山林火災となっております。この火災により、今朝の情報では2,100ヘクタール以上の山林、そして84棟以上の建物が延焼したということでございます。お亡くなりになられた方もあるとのことでございますので、心からご冥福を申し上げますとともに、この真冬の中で避難を余儀なくされております被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。早く鎮火して一日も早く安心できる生活が取り戻せるようにご祈念申し上げます。

さて、私が、令和3年11月9日から3期目の村政運営をスタートして、はや3年4か月がたちました。この間、村民各位のご協力を賜り、役場新庁舎建設事業、小・中学校エアコン設置事業、そして子ども・子育て支援事業の充実などの重要な事業に対して真摯に取り組ませていただきました。

しかし、この間、国内外の社会経済情勢は、目まぐるしく変化し、激動の期間であったというふうに思っております。

幾つかの特徴的な時代の変化とその対応について、申し上げます。

まず、令和2年1月頃から新型コロナウイルスが流行し始めました。これまで確認されていない「未知のウイルス」ということで、感染に対する警戒感が強まりましたが、感染は止まることなく広まり、死者数が増えて世界的な流行、パンデミックとなってしまいました。そして、時が経て令和5年5月に疫学上の分類が2類相当から5類に移行されるまでの3年4か月の間、私たちは国民の生活支援、民間事業者の経済的支援、そ

して新型コロナワクチン接種の展開など、人員確保と経済対策並びに予防対策に翻弄されたと思っています。

現在も、高齢者等に対する予防対策を継続している状況にありまして、当分の間は、また蔓延しないように国の援助が必要であると思っています。

次に、物価高騰と「令和の米騒動」について申し上げます。

一昨年からエネルギー価格の高騰に伴う諸物価の高騰が続いております。これまでは、1991年、平成で申しますと3年か4年頃のバブル崩壊から「失われた30年」と言われる30年以上、デフレ脱却を目的としてマイナス金利などの様々な政策を進めてきているところでありまして、その日本経済が一気にインフレーション気味に変化したことによりまして、国民生活に多大なる影響を及ぼしております。

国は、数年前から経済団体と歩調を合わせて所得増加政策を行うとともに、地方創生物価高騰重点交付金などにより生活弱者対策を何度も講じてきました。各地方公共団体は、国・県の政策に呼応して独自の対策を含めて実施しております。本村でも、県内各自治体の情報を見ながら、不公平にならないような施策調整を行いながら対応しております。最近では、各地方公共団体とも効果的な対策に苦慮しているということがうかがわれております。もちろん我が村もそのとおりでございます。

これに拍車をかけるがごとく昨年からは始まり現在も続いている、いわゆる「令和の米騒動」と言われる米価の高騰であります。これまで米価下落により農家経済が危機に瀕したことが何度もありましたが、逆に、高騰して令和7年1月の前年比で米の価格が1.7倍になるということは、考えられなかったこととございます。生産コストの増加に苦慮してきた生産者にとっては望ましいことではございますけれども、米を主食とする国民にとっては、物価高騰化の中で、さらなる経済的負担を求められ辟易している状況にあります。

政府は、備蓄米の放出を行い、米価の下落を誘導するとのこととございますけれども、どのくらいの時間でどのくらい米価が下がるのか暗中模索の状態だと思っています。村としては、村民米消費者に対してどのような対策を講ずることができるのか手をこまねいている状況で対策は行っておりません。

3番目として、混沌とする国際情勢について申し上げます。

今年に入ってから国際情勢は大きく動き出しました。

今年1月20日アメリカ大統領に就任したドナルド・トランプ氏は、「アメリカ・ファ

ースト」を掲げて、これまでの自由貿易主義からあらゆる国との貿易に関税をかける保護貿易主義に大きく転換する方針を発表してございます。これにより世界経済は大きく混乱し、経済政策の転換を迫られてございます。「トランプ2.0」と言われる通商政策を次々と打ち出しており、「時代は、不確実性の時代になった」と言われております。日本もこの対応を求められており、国内事情により物価が高騰しているのに加え、さらに関税の上昇により物価が高騰するのではないかと懸念が出ております。

このような国内外の大きな変化がある中、時代の潮流に従って国・県による政策に呼応しながら政策を推進していかねばならないものと思っております。

本村は、小さな村でございますけれども、これまで市町村合併を行わず、独立独歩の精神で村の発展・地域振興を目指して諸課題に対応してまいりました。今後もこの精神を掲げて継続していかねばならないものであります。

新年度において、国内外の課題に加えて、本村が独自に抱える諸課題がございまして、これらに対する現状と基本的な施政方針を申し上げます。

まずは、役場新庁舎建設事業についてでございます。

令和2年4月に役場移転の基本構想を策定してから5年目となり、新庁舎は、阿弥陀川地区の国道280号線バイパス沿いに当初計画したビジョンのとおり、建築中の姿が出来上がってまいりました。

これまで、村内外の皆様のご協力を賜りながら、役場庁舎あり方検討委員会に始まり、設計等業務プロポーザル審査会、建設用地の取得、そして造成工事、施工業者の決定、建設など一連の事業計画をスケジュールどおり実施しており、本年6月末までには完成する運びとなっております。

新年度予算では、庁舎・車庫棟建設工事費や省エネ対策事業費、備品（什器）購入費のほか、庁内のデジタル化対策と防災無線関連工事、外構工事や緑地造成工事などの関連予算を2か年間にわたって計上し実施してきたところであります。また、周辺道路と排水路の整備なども含めて、総事業費28億円を超える大規模な事業となっており、計画どおり完成しますとこれまでの事業でなかったような地域開発の中心となる施設が完成することになると思っております。これを起点として、コンパクトシティー化を推進することが、村の人口減少・少子化対策に資するものであると考えております。

新庁舎建設の最大の目的は、現在の古い庁舎が耐震性もなく、津波浸水区域にあるため、災害発生時に被災することなく災害対応できるようにすることにあります。何より

も災害に強い地域づくりの中心となるように計画したものでございます。完成後は、空調が効いた余裕のある新庁舎となる予定でございまして、災害対応だけではなくて、健康・介護・子育て支援に関する「包括ケアシステム」の展開を行うなど、村民に対してきめ細やかな行政サービスが行える庁舎となることを期待しているものでございます。

また、新年度では、完成に伴う内覧会の開催や新役場への移動のための経費も予算計上されており、工事完成後は、村民の皆様に行政サービスの提供に支障のないよう、できる限りスムーズに新庁舎に移転するよう努力してまいります。

次に、子ども・子育て支援対策及び人口減少対策の推進について申し上げさせていただきます。

2023年（令和5年）、今から2年ほど前の12月でございますが、現日本郵政社長の増田寛也氏が副議長を務めます人口戦略会議が新たな「日本の地域別将来推計人口（地方消滅2）」という書物を公表いたしました。

この論文は、2014年（平成26年）5月に、日本創生会議が公表した「消滅可能市町村」、いわゆる増田レポートというものでございますが、これを公表してから10年がたち、これまでの10年を評価して見直したものでございます。今回公表された2050年までの東津軽郡の津軽半島地域町村の減少率は、全国2番目の外ヶ浜町87.5%、これが減少率です。今別町86.0%、蓬田村69.1%となっており、この現象対策を最優先で実施しなければならないことを改めて感じさせられたところであります。

この報告書では、10年前の報告と同じように20歳から39歳の女性人口がその地域にどのくらい残るかを基準に消滅可能市町村の判定をしております。全国町村会は、この報告書に対し、東京一極集中の解消政策がないこと、外国人労働者への対応がないこと、そして関係人口の拡大と移住者の評価がないことなどから、女性人口のみで評価して一面的であると批判を行っておりますが、この今回の「地方消滅2」の内容は、現実的で大きく的を外れているということではないと評価しております。報告書の中で提言されている項目を真摯に検討し、計画を策定推進する必要があると思っております。

また、国では、「異次元の少子化対策」を掲げて、「子ども未来計画」を策定して「子ども家庭庁」を創設、昨年度から「児童手当の拡充」、「保育児童に対する対策」などいろいろな子ども・子育て政策を実施しております。

また、青森県でも、子ども・子育て「青森モデル」というものを打ち出して、各関係団体の主体的な参画の下、2040年を目標に合計特殊出生率2.0を達成すべく「給食費の

無償化」、「保育園の無料化」、「不妊治療費の無料化」などを推進しております。

我が村でも、現在、第2期「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」、令和2年から令和6年度の5か年計画により人口減少対策に取り組んでおりますが、これまで、庁舎建設事業や旧農協所有ライスセンターのリニューアル事業などの大型事業を抱えていることから着手できなかった事業も多かったのですが、新庁舎建設事業などの完成のめどが立った今、人口減少・少子化対策の実施は、待ったなしの状態にあります。本年3月末には、第3期「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」、令和7年から令和11年の5年間でございますけれども、この計画を新たに策定することとなっております。

全国の市町村を見ますと、それぞれ特色ある施策を展開して成果を上げている自治体がたくさんございますので、これを参考にして、「子ども・子育て支援」など本村が実施している施策を検証して、特色ある効果的な人口減少対策を積極的に進めなければならないと思っております。

次に、産業振興について申し上げます。

農林業の振興についてでございます。

まず、本村農業に関して申し上げます。本村では、農家の所得安定を図り、農家を続けられる観点から、米の安定的な生産を行いながら、国の「食料・農業・農村計画」と連携し、「水田フル活用ビジョン」を推進してきました。しかし、令和4年2月に「水田活用の直接支払交付金」の制度の見直しを国が行いまして、転作田の「水張り5年ルール」の厳格化、そして令和5年度からは「畑地化推進事業」の導入ということでございます。持続性のある生産装置としての水田の機能を最大限活用することが私たちの目標でございますけれども、これが困難になるような土地利用になるのではないかと思っております。

今回の令和の米騒動は、この施策にどのような影響を与えるのか予測がつきません。今後の進め方として、耕作放棄地が増えないよう産地交付金制度を活用して高収益作物や一般野菜栽培への転換を進めるように支援していく必要があると思っております。また、これまでも進めてきた農業者が農業用機械、ハウスなどの農業用施設整備に投資を行い、持続性のある農業を目指す方向になるよう支援してまいりたいと思っております。農家の皆様のご意見、要望を伺いながら対応してまいります。

また、令和3年度に、JA青森から「農協所有のライスセンターは老朽化しており、

施設が旧式で効率が悪いことから建て替えが必要だが、J A青森では施設更新はできない」という申入れがございました。これに対して、あり方検討委員会の設置をして、その答申に従って、村が施設を譲り受けリニューアルすることを決定し、令和6年度から着手しているところであります。

総事業費は、附帯工事費を含めて約7億4,000万円でございますけれども、2年間で事業実施をしておりますが、財源を確保するのが非常に難しい事業でございます。昨年同様、過疎債を充当しているという状況でございます。

過疎債の場合、市町村ごとの枠があるとのことで全額対象とならないこともあると説明されておりますので、庁舎建設事業の大型事業との財源調整の関係から事業計画変更もあり得るものと思っておりますので、これをお伝えしておきたいと思っております。

本村にとって、中小規模農業者が、自家乾燥機など新たな投資を行うことにより採算性が悪化し、離農する農家が増えることが予想されるために、緊急措置として生産関連施設整備を優先して実施したものでございますので、皆様方のご理解のほどをお願い申し上げます。

このほか、農業・水産業の生産現場におけるいろいろな課題に対し、ドローンを導入して技術を高度化し、さらに地域防災対策などに多目的に活用できるようにドローンを導入することにしております。昨年に引き続き、ドローンの利用ができる人づくりを支援するとともに、生産性の向上に資することを目的としております。

水産業では、地球温暖化の影響と言われますように、陸奥湾の海水温が上昇しております。令和4年度からホタテの稚貝となるラーバの発生数が激減しており、本村の場合、令和7年度の稚貝の確保が平年の50%程度になるのではないかと心配しております。令和6年度の生産量は、平年の50%に届かなかったと言われております。また、高水温によるホタテ貝のへい死により稚貝の確保が難しくなっており、次年度以降の稚貝確保のため、漁協等が実施する事業に対して連携して支援してまいり所存でございます。

施設面では、蓬田漁港の東側防波堤の改修工事が令和4年度から始まり、新年度も継続事業として実施されますので、負担金を計上しております。今後とも、作業の効率化や安全性確保のため漁港改修を進めるとともに、アマモ場の造成など海の環境整備により、漁業資源あるいはそういった環境資源の整備を行い、後継者づくりを進めてまいりたいと、こう思っております。

あわせて、漁業者の所得安定を図るべくナマコなどのホタテ貝以外の魚種の栽培漁業

の研究を推進するとともに、所得安定のため共済事業への加入を支援してまいります。

商工業の振興と観光施設の整備について申し上げます。

去年は、新型コロナウイルスの影響をあまり受けずに祭りやイベントを開催することができました。しかし、村内の小売業は、近隣の郊外型の商業施設へ顧客が流出し、経営が難しくなり、閉店が続いてしまいました。さらに、僅かに残っております飲食業を中心としたサービス業の経営も、相当厳しいものとなっております。雇用確保などの観点から変化に応じた商工業振興ビジョンの策定と事業主に対する支援が必要だと思っております。

さて、3月1日の新聞紙上によりますと、令和6年1月から12月のクルーズ船の青森港入港は32回となっております。これを含めて青森県へ宿泊した外国人は、過去最多の43万人と言われております。本村ではこれだけの数のインバウンドがすぐ近くに来ていても、このチャンスを全く生かし切れていないように感じております。できるだけ早期にイベントの開催や特産品づくりを積極的に進め、観光による地域の活性化を推進する必要があると思っております。同時に、交流人口の増加を期待して、連携中枢都市圏構想のイベントの参加、村内観光施設の整備を推進しなければならないと思っております。

第三セクターの活性化について申し上げます。

現在の株式会社蓬田紳装の業績は、令和2年から現在まで新型コロナの流行により国民の生活様式が変化するなどの影響を受けて、親会社ともいべき御幸毛織株式会社からの受注が激減している状況にあります。

令和6年4月になっても新型コロナ流行前の80%にしか戻っておりません。赤字が続いている状況であります。令和5年10月と令和6年7月に御幸毛織株式会社の本社へ善処をお願いしてまいりましたが、抜本的な改善ができていないということでそのまま経過している状況であります。御幸毛織株式会社では、新しい取引先との契約がまとまったことから令和7年4月から受注額を増やすと言っておりますが、ここ3年間は極めて不安定な取引を繰り返しており、安心できない状況にあります。従業員数も、約210名から現在は160人体制と規模縮小してございます。

去年の県内企業の倒産事例を見ると、累積赤字が多額になり資金ショートする例が多くなり、蓬田紳装もこのまま放置すると倒産の危機も考えられると思いますので、早期に対策を講じたいと考えてございます。令和5年度及び令和6年度のふるさと納税の合

わせて1億8,000万円の増加は、株式会社蓬田紳装があるということによるものであり、貴重な財源を生み出す能力を持っている企業であることが分かりましたので、今後の状況を見て対応してまいりたいと、こう思います。

さらに、よもぎたアシスト株式会社の経営状況も悪化しております。原因は、温泉施設のトラブルが多く入浴客数が減少するとともに、指定管理者委託料の積算方法などが不適切であったというものでございます。令和7年度ではこれらを見直しして経営改善を進めることにしております。

防災・減災の推進とコミュニティの醸成についてでございます。

青森県では、東方沖の「日本海溝・千島海溝」プレートによる巨大地震が想定されておりまして、防災・減災対策を絶えず行う必要があるというふうに研修会を開催してございます。ところが、昨年11月20日に、陸奥湾を震源とするマグニチュード5.1、震度5の地震が発生しました。マグニチュード5以上の地震は90年ぶりということでありまして、陸奥湾で大地震が発生することを想定してないことから、皆さんが驚いたところでございます。震度5以上の地震も考えられることから、絶えず災害に備えておかなければならないと思っております。

また、令和4年8月の津軽地区集中豪雨では、本村でも家屋の床下浸水、道路・河川の公共施設、農業用施設・農地などが被害に遭いました。

これら過去の教訓を踏まえて、地震・津波、洪水に対する防災・減災対策がハード・ソフトの両面から進められるべきであると思っております。本年8月に新庁舎での行政事務がスタートするものと思っておりますけれども、これによって全ての災害に完璧に対応できるというものではございません。

ハード面では、令和3年から消防力の強化のため屯所の改修や消防車両などの更新を計画的に行っております。新年度では、第3分団の可搬式ポンプの更新並びに第5分団のポンプ積載車の更新を行う予定でございます。

ソフト面では、能登半島地震に見られるような水道の断水や家屋倒壊により長期間の避難所の運営が必要となることが考えられます。避難所運営訓練などを実施する必要があります。また、災害に対する施設・備品整備を行い、住民の災害に対する心構えを醸成するためにも避難訓練は実施する予定でございます。

計画的な行政推進と財政基盤ということで申し上げます。

本村では、令和4年度において、村の振興発展の羅針盤として第4次蓬田村総合計画

を策定し、将来像として「自然と共生し、人と人がつながり合う個性あふれる村」をつくるというふうに掲げてございます。

この長期計画が掲げる将来像の実現と、令和7年度から始まる第3期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく人口減少対策や地域活性化対策など重要課題の解決のために事業を着実に推進してまいり所存でございます。しかしながら、これらの事業を推進していくためには、「財務、人材、時間」に限界があり、全てを短期間に推進するとなると、本村の潜在能力を超える可能性があります。

特に、裏づけとなる財政基盤がしっかりしていないことには、その後の行財政運営ができなくなります。安定した行財政運営をするためには、プライマリーバランス（収支均衡）を守り、経常経費の節減に努め、「選択と集中」、そして「行財政改革」が求められております。特に、役場新庁舎完成に伴う維持管理のための経常経費、小・中学校のエアコン設置に伴う維持管理経費など新たな施設整備に伴う増加には十分注意しなければならぬと感じております。

以上のとおり、令和7年度の施政方針として、主なる課題と方向性を述べさせていただきました。これらのほかにも、各項目にわたり重要施策を予算計上しております。これらの内容につきましては、それぞれ予算の審議においてご説明申し上げてまいりたいと、こう思いますので、ご理解のほどお願いします。

最後となりましたけれども、蓬田村の振興発展は行政のみでなし得るものではなく、村議会議員の皆様と、そして村民の皆様との一致団結する連携協働が不可欠でございます。どうか皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。令和7年度の施政方針といたします。

次に、行政報告を申し上げます。

令和6年12月村議会定例会後の主なる行事及び会議等の行政活動について申し上げます。

令和6年12月7日火曜日、民生委員の交付式を役場で行いました。

12月18日木曜日、再生エネルギー新税に関する県知事との協議がウェブ会議でございました。

同日、首長災害対策専門研修が県の社会教育センターで開催されましたので、これに参加しております。

12月20日金曜日、蓬田村水稲病害虫防除事業の検討会、反省会でございますが、これ

がふるさと総合センターであり、出席をしております。

12月26日木曜日でございますが、青森圏域連携中枢都市圏市町村長会議がございましたので、出席いたしました。

その午後でございますけれども、青森地域広域事務組合会議臨時会がございまして、これに出席しております。

令和7年に入りまして、1月4日土曜日、蓬田中学校海外研修結団式が中学校がありまして、出席しております。

1月16日木曜日、第3期まち・ひと・しごと総合戦略策定第1回有識者会議がふるさと総合センターであり、出席しております。

1月21日火曜日、第1回蓬田村議会臨時会を開催、招集いたしました。

1月23日木曜日、蓬田村国民健康保険運営協議会の委嘱状の交付式をふるさと総合センターで行っております。

また、同日、1月23日の午後でございますけれども、JA青森トマト部会の総会が蓬田支店で行われましたので、出席をしております。

2月2日日曜日、蓬田村消防団の出初め式が挙行されまして、出席しております。

2月5日水曜日、蓬田村日赤社員増強・社資増収運動の会議がふるさと総合センターであり、これに副村長が代理で出席しております。

2月21日金曜日、蓬田村連合自治会総会がよもぎ温泉で開催され、出席いたしました。

2月26日水曜日ですが、蓬田村表彰式、蓬田村教育委員会表彰式をふるさと総合センターで開催してございます。

2月27日木曜日、青森県町村会の定期総会が青森市内でございました。これに出席してございます。

以上のとおり、主なるものについてご報告申し上げましたが、私、蓬田村長が2月4日火曜日から2月12日木曜日まで9日間、青森県立中央病院に入院したため、この間の行事・会議につきましては、副村長と課長に代理出席をさせてもらいました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（小鹿重一君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長（小鹿重一君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案15

件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和7年第1回蓬田村議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案15件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第5号、蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるため提案するものであります。

議案第6号、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

議案第7号、投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正する条例案は、選挙時における投（開）票管理者等の報酬額について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する額と同額とするとともに、投票管理者及び投票立会人が交代して職務を行う場合の報酬額を定めるため提案するものであります。

議案第8号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、令和6年10月8日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額、扶養手当及び通勤手当の額を改め、並びに職務の級が一定の級以上である職員に係る昇給制度を改めるため提案するものであります。

議案第9号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、厚生労働省の保険料水準統一加速化プランの改定に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

議案第10号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例を整理する必要があるため提案するものであります。

議案第11号、動産の買入れの契約の締結については、役場新庁舎用の什器等備品を買入れするため提案するものであります。

議案第12号、令和6年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税4,898万円などを増額し、繰入金2億7,526万3,000円などを減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、民生費970万円などを増額し、農林水産業費3億4,121万7,000円などを減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに4億9,083万5,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ48億113万9,000円となるわけであります。

議案第13号、令和6年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として支払基金交付金81万円、繰入金101万7,000円などを増額しております。

次に、歳出として保険給付費300万円を増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに300万円の増額となり、この結果、予算規模は歳入歳出それぞれ5億550万1,000円となるわけであります。

続きまして、議案第14号、令和7年度蓬田村一般会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は44億1,131万8,000円となり、前年度当初比較では11.31%の減額となっております。

歳入の主なるものは村税2億7,478万9,000円、地方交付税11億9,000万1,000円などがあります。

次に、歳出の主なるものをご説明いたします。

議会費6,011万4,000円、歳出全体に対する構成比は1.4%となっております。

総務費16億1,755万8,000円、歳出全体に対する構成比は36.7%となっております。財産管理費において総合行政システム標準化対応業務委託料3,757万6,000円、また、新庁舎等建設事業費において、新庁舎等建設工事費7億1,555万円などを計上しております。

民生費6億1,962万5,000円、歳出全体に対する構成比は14.1%となっております。保育所費において施設型給付費等負担金9,408万9,000円などを計上しております。

衛生費2億9,330万1,000円、歳出全体に対する構成比は6.7%となっております。ふ

れあいセンター費において、ふれあいセンター屋上改修工事費3,403万4,000円などを計上しております。

農林水産業費8億2,120万6,000円、歳出全体に対する構成比は18.6%となっております。農業振興費において、旧ライスセンター機器設備等更新工事費4億8,369万9,000円、また、新規就農者育成総合対策事業費において、新規就農者育成総合対策事業費補助金1,312万5,000円などを計上しております。

商工費2,789万6,000円、歳出全体に対する構成比は0.6%となっております。

土木費2億8,814万5,000円、歳出全体に対する構成比は6.5%となっております。道路維持費において、村道5-1-1号線道路拡幅工事費6,404万7,000円、また、除排雪費において、除雪ロータリ購入費6,615万7,000円などを計上しております。

消防費2億2,913万5,000円、歳出全体に対する構成比は5.2%となっております。非常備消防費において、小型動力ポンプ積載車購入費1,925万円、また、消防施設費において、新庁舎防災情報ネットワーク移設工事費3,520万円などを計上しています。

教育費2億3,730万3,000円、歳出全体に対する構成比は5.4%となっております。小学校費及び中学校費の教育振興費において、青森県公立学校情報機器整備事業備品購入費、両校を合算いたしまして2,000万円などを計上しています。

公債費2億1,101万9,000円、歳出全体に対する構成比は4.8%となっております。

令和7年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、新庁舎建設工事費や旧ライスセンターの機器設備更新工事費等による普通建設事業費の増額に加え、物価高騰に伴う光熱水費や委託料等、物件費の増額もあり、令和6年度に次ぐ過去2番目の予算規模となりました。

限られた財源の中で本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉事業、生活環境の整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。

令和7年度も引き続き、各課一丸となって、各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費についてはできる限りの削減を目指しております。

そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努めてまいります。このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただくようお願いを申し上げます。

議案第15号、令和7年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は3,407万円となり、前年度当初比較では11.0%の減額となります。

歳入の主なるものは、負担金190万7,000円、繰入金3,215万3,000円などであります。

歳出は、総務費2,160万4,000円、給食費1,246万6,000円となっております。

議案第16号、令和7年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は4億7,606万7,000円となり、前年度当初比較では1.6%の減額となります。

歳入の主なるものは、国民健康保険税9,629万1,000円、県支出金3億1,711万1,000円などであります。

歳出の主なるものは、保険給付費3億994万8,000円、国民健康保険事業費納付金1億2,524万1,000円などとなっております。

議案第17号、令和7年度蓬田村介護保険特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は5億1,936万3,000円となり、前年度当初比較では10.0%の増額となります。

歳入の主なるものは、国庫支出金1億2,388万3,000円、繰入金1億2,566万7,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費3,563万2,000円、保険給付費4億4,984万円などとなっております。

議案第18号、令和7年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は9,523万7,000円となり、前年度当初比較では5.3%の増額となります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料2,598万8,000円、繰入金6,904万3,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費1,100万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8,412万2,000円などとなっております。

議案第19号、令和7年度蓬田村簡易水道事業会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は1億257万3,000円となり、前年度当初比較では10.7%の減額となります。

収入の主なるものは、給水収益4,759万5,000円、他会計補助金3,258万3,000円などであります。

支出の主なるものは、総務費2,758万5,000円、減価償却費6,373万8,000円などとなっ

ております。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましても、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小鹿重一君） 次に、議案の審議を行います。

暫時休憩いたします。45分まで休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第6 議案第5号 蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を
改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第6、議案第5号蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第5号、蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例案。

蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、関係条例を整備する必要が生じたため提案するものであります。

新旧対照表をお開きください。

主な内容については、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する条文の項ずれを改めるものであります。

第1条蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

2ページ目をお開きください。

第2条蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

第3条蓬田村税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

3ページをお開きください。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第86条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第7、議案第6号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第6号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

新旧対照表をお開きください。

主な内容については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、次世代育成支援対策の推進強化、介護離職者防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置をするため、改めるものであります。

第88条の4第2項中「3歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改め、同条第4項中「3歳に満たない子を養育する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、」及び「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該日常生活を営むのに支障がある者を介護するために請求した場合には、」を削り、2ページ目をお開きください、「ある」と、「」の次に「第2項及び」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「規則で定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。））」を加え、「支障があるもの」を「支障がある者をいう。以下同じ。））」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

本則に次の2条を加える。

第18条の2、任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2、任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 ページ目をお開きください。

第18条の3、任命権者は、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施。
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備。
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置。

附則として、1、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする者は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並びに

選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正
する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第8、議案第7号投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立
会人並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正する条例案を議題と
いたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第7号投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並
びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正する条例案。

投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償
額支給条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、選挙時における投（開）票管理者等の報酬額について、国会議員の選挙等
の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律179号）に規定する額と同額とするのと
ともに、投票管理者及び投票立会人が交代して職務を行う場合の報酬額を定めるため提案
するものであります。

新旧対照表をお願いします。

主な内容については、選挙時の報酬額が、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関す
る法律で定められており、現状は法律の額を下回っているため、同額に改める。また、
投票管理者や投票立会人の拘束時間が長過ぎるとの声があり、交代制で専任した場合に
おける報酬の支給を規定するため、別表の次のように改正するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第9、議案第8号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第8号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、令和6年10月8日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額、扶養手当及び通勤手当の額等を改め、並びに職務の級が一定の級以上である職員に係る昇給制度を改めるため提案するものであります。

新旧対照表をお開きください。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第1号及び第3号から第6号」を「第2号から第5号」に、「同項2号」を「同項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改め、同条第4号中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5、前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条、削除。

3ページ目をお開きください。

第9条の2第1項第2号を削り、同条第2項第2号を削る。

第10条第1項第1号中「有料の道路（以下この項及び次項）」を「有料の道路（以下この条）」に、「料金（以下この項及び次項）」を「料金（以下この項から第3項までに）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号」を「次項及び第4項」に、「（という。）」を「（という。）」に改め、同号ただし書を削り、4ページ目をお開きくださ

い。同項第3号中「(1箇所当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項を次のように改める。

3、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とする職務の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額。

第10条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 ページ目をお開きください。

第16条の2第1項第1号中「必要により」の次に「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第2号中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前項各号に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に

100分の150を乗じて得た額)」を加える。

第18条の2中「、第8条及び第18条」を「及び第8条」に改める。

続いて、給料表ですが、別表第1、3ページから別表第3、16ページを改正するものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、蓬田村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員にあっては、同日においてその者が属していた職務の級、附則別表に掲げられている職務の級にあった者の切替日における号給（事項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においては、その者が号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

3、切替日前に職務の級を異にする異動した職員及び村長の定めるこれに準ずる者とした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずる者とした者とした場合との健康上必要と認められる限度によって村長の定めるところにより必要な調整を行うこととする。

4、切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2号中「5 重度心身障害者」とあるのは、「5 重度心身障害者、6 配偶者（届出をしない事実上の婚姻関係等の同様の事情にある者を含む）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるものは「1万1,500円」と、「とする」とあるものは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5、附則第2項から前項までに定めるもののほか、各この条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第10、議案第9号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 議案第9号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、厚生労働省の保険料水準統一加速化プランの改定に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容としましては、青森県では保険料水準の完全統一に向け、令和7年度から資産割を廃止し、令和12年度から県内全ての市町村で保険料の完全統一を目指しているところでございます。

そのため、現在蓬田村では、保険料算定には所得割、資産割、均等割、平等割から計算する4方式で賦課額を決定していることから、令和7年度からは資産割を廃止し、3方式で賦課額を決定するために改正するものでございます。

附則としまして、1、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度文の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。久慈省悟議員。

○2番（久慈省悟君） 今、税務課長からご説明ありましたが、蓬田村が4点試算

をする、あの賦課級を決定するに当たり、4点で算出していたという説明ですが、このたび資産割がなくなる。このことについて、一番高い人はどうなるのか。また、高くなる人がもし低くなるような状況が生まれるのであれば、その分の低い人たちがまた底上げをされるのか、そこまでお伺いしたい。お願いします。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） これは、今現在、県内は3方式でやっているところの市町村と、それから4方式でやっている、算定している市町村がございます。それを完全統一させて3方式にするということですが、これに伴って保険料の負担については、我が村では今までどおり、資産割を削除することによって、固定資産等で算定されている部分がなくなりますので、3方式分、所得割と均等割、平等割で計算して、今まで資産割、払っていた人はその部分がなくなるので、安くはなると思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 簡単な話が、田舎で言えば、大宅なら大宅なほど資産がありますから高かったわけですね。しかし、その資産割が削除されるということは安くなるという説明ですけれども、その金額が予算額というのですか、トータル的な国保予算というのですか、それが減ってくるのか、それとも減らずに、減った分の人たちの分をどこかでカバーするような形が生じてしまうのか、そこを聞かせてもらいたい。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

先ほど税務課長のほうから、村では4方式を県のほうで7年度から3方式に改めるということで、村長、それから副村長、それから税務課長、それから私も入って会議をして決定したものなのですが、要は、資産割を廃止すれば、340万ぐらいは赤になるのです、実際。それを埋めるために国保の担当のほうで特別調整交付金というものをいろいろ事業をやって、それを基金に積み立てています。その基金が現在5,800万円あるので、それをこれから5年間、要は令和12年までに、その340万円を、足りない分を補填していても基金で賄えるということになって、令和7年度からは今の税率でもって対応していくという考え方です。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 佐藤課長の説明でおおむねは分かりましたけれども、基金の5,800万円ある、しかしその基金も340万円ずつ引き出していけば、10年ちょっとでなくなるわけですね。トータル的なものの考え方でいけば、基金がものがなければ、引っ張ってくる場所がないので、そうなった場合、どういうふうなことになるのか、予測で構いませんけれども、答弁をお願いしたい。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

現在、税を賄うのに340万円必要だということでした。10年あればなくなるということなのですけれども、今給付費、要は病気や高額療養費とも国保の被保険者数の減に伴い、減少している傾向があります。また、糖尿病の予防の関係の事業からも、大分事業で成果を受けていること、それから糖尿病の新薬という薬があるのですけれども、そちらのほうの新薬が大分改善して、人工透析を受けている人数も減少しております。

現在、令和3、4、5年度では、財政調整基金には手をかけていない状態になっていますので、今のところは間に合うのではないかと思います。

ただし、今後、がん患者とかそういうものが多く出た場合は一気に3,000万円とかという医療費が、一気に上がりますので、そのときは足りなくなると思いますので、そのときはまた議員のほうにお願いして一般会計繰入れをしてもらい対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例の制定について

○議長（小鹿重一君） 日程第11、議案第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように
定める。

提案理由、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を
改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施
行に伴い、関係条例を整理する必要があるため提案するものであります。

新旧対照表をお開きください。

主な内容については、刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、
これに代えて新たに拘禁刑が創設されるため改めるものであります。

第1条、蓬田村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第53条から第55条まで規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2条、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

2ページ目をお開きください。

第17条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則として、この条例は、令和7年6月1日から施行する。

2、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3、この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によ
ることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の
例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一
部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条
の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」とい
う。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この

項において同じ。)、旧刑法第13条の規定による禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮にあつてはそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留にあつては長期及び短期を同じくする拘留とする。

4、拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴された者は、第2条の規定による改正後の蓬田村職員の給与に関する条例第17条の3第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第3項(第3号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

説明は以上になります。

○議長(小鹿重一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小鹿重一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小鹿重一君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(小鹿重一君) 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 動産の買入れの契約の締結について

○議長（小鹿重一君） 日程第12、議案第11号動産の買入れの契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第11号動産の買入れの契約の締結について。

次のとおり動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1、買入物件、蓬田村新庁舎什器等備品。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、9,790万円。

4、契約の相手方、青森県青森市問屋町1丁目15番22号、株式会社ヒグチ、代表取締役社長、内田征吾。

提案理由、役場新庁舎の什器等備品を買入れするため提案するものであります。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 令和7年度蓬田村一般会計予算案

日程第14 議案第15号 令和7年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第15 議案第16号 令和7年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第16 議案第17号 令和7年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第17 議案第18号 令和7年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

日程第18 議案第19号 令和7年度蓬田村簡易水道事業会計予算案

○議長（小鹿重一君） 日程第13、議案第14号令和7年度蓬田村一般会計予算案から日程第18、議案第19号令和7年度蓬田村簡易水道事業会計予算案までの6案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第19号までの令和7年度各会計予算案6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時28分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7年 4月21日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 川 崎 憲 二

会議録署名議員 柿 崎 裕 二